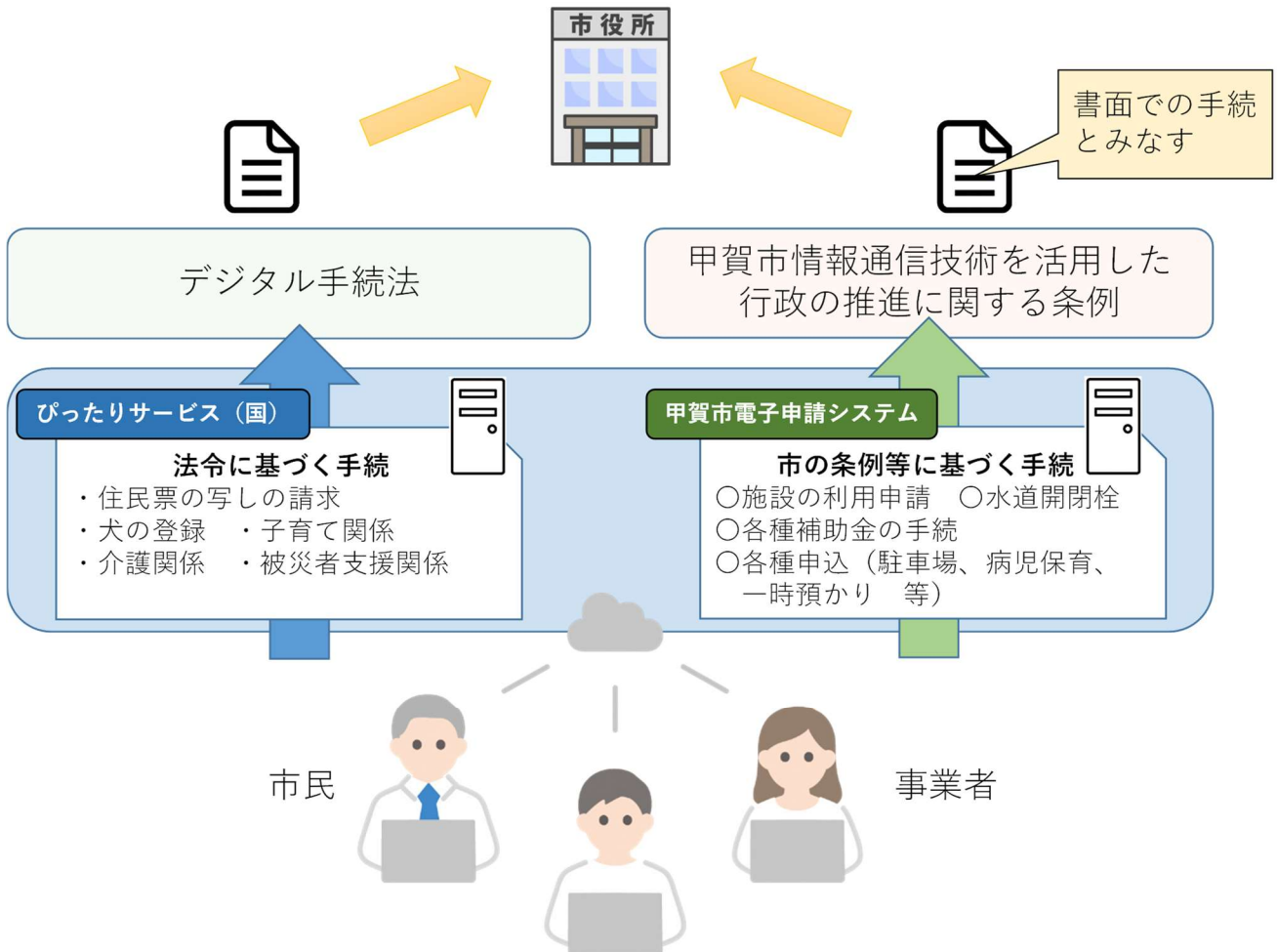


甲賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案要綱

1 制定の理由

本市が関係する行政手続等で法令（法律及び法律に基づく命令）により書面が必要とされるものについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）により、既にデジタル化が可能になっており、この条例は、デジタル手続法が適用されない条例等に基づく手続等について、書面等での手続に加え、デジタルにより手続を行うことができるよう条例上の整備を行うものです。



2 制定の概要

(1) 市の条例等により「書面等による手続」が規定されている手続きについて、本条

例の規則で定めるシステムを利用したデジタルによる申請については、当該条例に規定する書面等により行われた手続とみなします。 【第3条第1項及び第2項関係】

(2) デジタルによる手続が行われた場合の申請等の「到達時期」を定めます。

【第3条第3項関係】

(3) 市の条例等による申請等において、「署名等」を義務付けている手続について、個人番号カードによる電子署名で代替できるよう定めます。

【第3条第4項関係】

(4) 市の条例等による申請等において、「手数料等の納付」が規定されている手続について、別に定める規則等による方法により納付できるよう定めます。

【第3条第5項関係】

(5) デジタルによる手続が不相当とする部分が含まれる手続について、不相当とする部分を規則に定めるとともに、不相当とする部分以外の手続についてデジタルによる手続が可能とするよう定めます。

【第3条第6項関係】

(6) 市の条例等による処分通知等のデジタル化について定めます。 【第4条関係】

(7) 市の条例等で書面等により行うこととしている縦覧・閲覧について、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。

【第5条関係】

(8) 市の条例等で書面等により作成・保存することとしているものについて、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。

【第6条関係】

(9) 対面による確認が必要となる手続等、デジタルによる手続が適当でない手続について、デジタル手続の適用を除外します。

【第7条関係】

(10) 個人番号の利用等により、添付書類の省略を可能とします。 【第8条関係】

(11) デジタル手続の利用促進のための市の努力義務を定めます。 【第9条関係】

(12) デジタル手続の状況について公表することとします。 【第10条関係】

(13) この条例は、公布の日から施行することとします。 【付則関係】